

## 小田原市教育委員会定例会会議録

- 1 日時 平成19年9月26日(水)午後7時～午後7時14分  
場所 小田原市役所 602会議室

### 2 出席した教育委員の氏名

- 1番委員 山田浩子  
2番委員 青木秀夫 (教育長)  
3番委員 桑原妙子  
4番委員 安藤實英 (教育委員長)  
5番委員 横田俊一郎 (教育委員長職務代理者)

### 3 説明等のため出席した教育委員会職員の氏名

- 学校教育部長 和田豊  
生涯学習部長 府川善行  
生涯学習部次長・生涯学習政策課長事務取扱 時田光章  
教育政策課長 曾我勉  
スポーツ課長 篠原祐子

(事務局)

- 教育政策課課長補佐・教育政策担当主査事務取扱 杉山博之  
教育政策課主査 望月啓一郎

### 4 議事日程

- 日程第1 報告第10号 事務の臨時代理の報告(9月補正予算(追加))について  
日程第2 議案第17号 小田原市郷土文化館協議会委員の委嘱について  
日程第3 議案第18号 教育委員会委員長の選挙について  
日程第4 議案第19号 教育委員会委員長職務代理者の指定について  
日程第5 議案第20号 小田原市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

## 5 議事の概要

- (1) 委員長開会宣言
- (2) 会議録署名委員の決定…桑原委員、横田委員に決定
- (3) 日程第1 報告第10号 事務の臨時代理の報告（9月補正予算（追加））について（スポーツ課）

提案理由説明…教育長、スポーツ課長

青木教育長…それでは、報告第10号「事務の臨時代理の報告（9月補正予算（追加））について」を御説明申し上げます。

市議会9月定例会に係る教育委員会関係の補正予算案の追加分について、市長に対し意見の申し出をしました。これは、小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項に基づく付議事項でございますが、急施を要し、会議を開くことができなかつたため、同規則第4条第1項により、事務を臨時に代理させていただきました。ついては、同条第2項の規定より御報告するものでございます。細部につきましては、所管から御説明申し上げます。

スポーツ課長…それでは、御説明申し上げます。資料の平成19年9月補正予算（追加）要求概要を御覧ください。

（項）保健体育費（目）体育施設費におきまして、酒匂川スポーツ広場が、酒匂川の増水により冠水し、グラウンドの表土の流失やフェンス等の倒壊などの被害がありましたので復旧工事請負費を計上したものです。被害状況ですが、サッカー場が全面的な表土の流失、野球場、少年野球場ではフェンスの倒壊、バックネットの流失・破損、内野部分の表土の流失、ソフトボール場では内野部分の表土の流失、ゲートボール場では簡易トイレの流失や一部芝生の流失などかなりの被害状況となっております。以上でございます。

（質 疑）

横田委員…グラウンドの被害はどのくらいの頻度であるのでしょうか。

スポーツ課長…平成17年度に冠水がありましたが、今回ほどではありませんでした。

今回に匹敵すると思われるのは、昭和54年当時の被害で、今より広場は

狭かったのですが、全面的に流失いたしました。

(その他質疑・意見等なし)

(4) 日程第2 議案第17号 小田原市郷土文化館協議会委員の委嘱について

(生涯学習政策課)

提案理由説明…教育長、生涯学習部次長

青木教育長…それでは、議案第17号「小田原市郷土文化館協議会委員の委嘱について」御説明申し上げます。

郷土文化館協議会委員につきましては、任期満了に伴う委嘱替えでございます。細部につきましては、所管から御説明申し上げます。

生涯学習部次長…それでは、御説明申し上げます。資料の小田原市郷土文化館協議会委員名簿を御覧いただきたいと存じます。

小田原市郷土文化館協議会委員は、小田原市郷土文化館協議会規則第3条第1項の規定により、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験者の中から選出することとなっております。現在、小田原市郷土文化館協議会委員は、2年を任期として委嘱しておりまして、このたび任期が満了いたしましたので、飯田耀子氏に代わりまして、新たに中村ひろ子氏を委嘱するものでございます。中村様におかれましては神奈川大学において特任教授として歴史民俗資料学の分野で教鞭を振るっておられます。郷土文化館における民俗資料の管理・活用に関して寄与していただけるものと思われまます。また、他の8名の委員につきましては、再委嘱させていただきたいと考えております。それぞれ郷土文化館協議会委員として適任と思われるので、提案するものです。以上でございます。

(質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

(5) 日程第3 議案第18号 教育委員会委員長の選挙について

安藤委員長…日程第3、議案第18号「教育委員会委員長の選挙について」を議題いたします。議案の朗読は省略いたします。

教育委員会委員長につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第1項及び第2項により、「任期は1年とし、教育長を除く委員のうちから選挙しなければならない」と規定されております。私は、平

成18年10月1日から委員長に選任されておりますので、9月30日をもちまして、その任期が終了することとなります。

このため、平成19年10月1日からの任期を持ちます、教育委員会委員長を選任する必要がありますが、この方法といたしましては、前任者の在職中に、期限付きで次の委員長を選挙しておくことが可能でありまして、この場合の当選の効力は、期限到来の日、つまり10月1日から発生することになります。

したがいまして、本定例会におきまして、平成19年10月1日からの任期を持ちます教育委員会委員長の選挙を行おうとするものであります。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第百十八条第二項の規定に準じて、指名推選によっても差し支えないと解されております。これに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

御異議もないようですので、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

さらにお諮りいたします。ただいまの指名推選は、委員長職務代理者であります横田委員から指名していただくことにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

御異議もないようですので、横田委員から指名していただくことに決定いたしました。

それでは、指名をお願いいたします。

横 田 委 員…これまでの経験等を踏まえまして、教育委員会委員長に、安藤委員を指名いたします。

安藤委員長…お諮りいたします。ただいまの指名に御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

御異議もないようですので、ただいま指名されました、私が教育委員会委員長に当選、決定いたしました。

(6) 日程第4 議案第19号 教育委員会委員長職務代理者の指定について

安藤委員長…日程第4、議案第14号「教育委員会委員長職務代理者の指定について」

を議題といたします。

委員長職務代理者の指定につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第4項におきまして、「委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ教育委員会の指定する委員が、その職務を行う。」と定められ、予め委員を指定することが求められております。これにつきまして、御意見等いかがでしょうか。

山田委員…教育委員会委員長職務代理者に、横田委員を推薦します。

安藤委員長…ただいま、桑原委員から横田委員を推薦する発言がございましたが、ほかに御意見いかがでしょうか。

(意見なし)

御意見もないようですので、私から指名させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

御異議もないようですので、それでは、私から指名させていただきます。教育委員会委員長職務代理者に、横田委員を指名いたします。お諮りいたします。ただいまの指名に御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

御異議もないようですので、横田委員が、教育委員会委員長職務代理者に決定いたしました。

(7) 日程第5 議案第20号 小田原市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

青木教育長…それでは、議案第20号「小田原市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」について御説明申し上げます。

当該規則改正につきましては、幼稚園において延長保育を行うことに関し必要な事項を定めるため行おうとするものでございます。細部につきましては、所管から御説明申し上げます。

学校教育課長…それでは御説明申し上げます。当事業につきましては、6月定例会で家庭における子育て支援の一環として待機児童の解消を図るため、平成19年10月9日から、市立酒匂幼稚園におきまして、試行的に実施する延長保育に係る条例の一部改正及びこれに係る予算の議決をいただきました。

この条例の一部改正に伴い、規則の中で延長保育に係る根拠規定を設ける必要がありますので、第9条の2として「園長は、幼稚園の教育課程に係る教育時間の終了後においても、これに引き続き2時間を越えない範囲で保育を行うことができる」ことを加えるため、一部改正するものでございます。なお、この規則は公布の日から適用させていただきたいと考えております。以上でございます。

(質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

(8) 委員長閉会宣言

平成19年10月30日

委 員 長

署名委員（桑原委員）

署名委員（横田委員）